慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔労働法・ 経済法一〇六〕 多数ビラの貼付と損害賠償の請求 (東京地裁昭和五〇年七月一五日判決)
Sub Title	
Author	阿久沢, 亀夫(Akuzawa, Kameo) 社会法研究会(Shakaiho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1975
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.12 (1975. 12) ,p.74- 80
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19751215-0074

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

た場合にはじめて表見責任法理による保護を受けうるものと解すべきである。もともと、表意者の同一性についてのリスクは相手方が負うべきことからしても、右のように解する方が実際上も妥当であるものとおもわれる。

（1）山口・注釈会社法(4)三九二頁。
（2）竹内・法学協会雑誌八三巻一号八一頁。
（3）塩田・判例評論八三号一四六頁。
（4）西山・ジュリスト一六〇号五六頁。
（5）小橋・法律時報三七巻一一号一〇五頁。
（6）学説・判例については、山口・前掲三九二頁、竹内・前掲八一頁参照。

倉沢康一郎

〔労働法・経済法　一〇六〕多数ビラの貼付と損害賠償の請求

（動労甲府支部ビラ貼り損害賠償請求事件　東京地裁昭和五〇・七・一五判決　判例時報七八四号二五頁以下）

〔事実〕

この事件における原告は、日本国有鉄道（以下「国鉄」という）であり、被告は、国鉄動力車労働組合（以下「動労」という）とその中央執行委員長Tほか二〇名の組合員である。動労は、国労とともに国鉄内における二大組合であり、法人格を保有している。

被告二〇名の組合員は、昭和四四年五月二八日午後五時五五分頃から同六時一五分頃までの間及び同日午後八時五〇分頃から同九時二五分頃までの間、国鉄が所有し、国鉄の甲府機関区長が管理する東京西鉄道管理局甲府総合事務所五階及びその付近階段ならびに二階及びその付近において、各自その実行行為を分担し、同所の壁、扉及び窓等に、幅約一三センチメートル、長さ約三七センチメートルのビラを約三五〇〇枚貼付した。同ビラの内容は、「助士廃止断固粉砕」、「一六万五千首切り合理化反対」などと印刷あるいは手書きしたものである。ビラの紙質は、印刷ビラが模造紙で、手書きビラが更紙で、いずれも糊で貼り付けたものである。

ところでビラが貼付された国鉄所有の施設すなわち甲府総合事務所は、鉄筋コンクリート七階建の庁舎で建坪九七二平方メートル、総床面積六四一〇平方メートルで、そのなかには東京西鉄道管理局

所属の甲府機関区、甲府電力区、通信支区、建築支区、診療所等の一〇業務機関の事務所、倉庫、作業場等が同居し、その用に供されていた。そして右総合事務所の管理及び運営に関する一切の業務は、甲府機関区長が内規にいう総合管理者としてこれを所掌していた。本件ビラの貼付が実行されるに当り、甲府機関区長M及び同機関区首席助役N以下各助役らの職制は、ビラ貼付の制止に務め、管理者としての責務を果すべく努力したし、一部の貼付されたビラを剝がしもした。国鉄労使関係におけるビラの貼付は、昭和二二年頃から始まり、徐々にエスカレートしていつた。そして労働組合のビラ貼付活動に対応し、当局側もその阻止に努め、すでに昭和二一年八月二六日公報依命通牒というかたちで、それ以降国鉄の建築物及びその他の施設に管理責任者の許可なく、文字、絵画などを記載しまたは掲示することを禁止し、これに違反する掲示類は速かに撤去することに努めてきている。

そこで国鉄は、昭和四四年五月二八日貼付されたビラの撤去について、一部職制がそれをなしたとはいえ、なお残されて多数貼付されたままになつている約三五〇〇枚のビラについて、それを剝がす作業を株式会社ビル代行に剝がし作業の請負を注文し、右会社は、国鉄の注文に応じ、昭和四四年六月五日から三日間にわたつて延人員九人を要して、右請負作業を完成し、その代金三万九〇〇〇円の支払いを国鉄より受けた。しかしビラの剝がし作業は、そのあとに糊の汚れや塗装が剝がれたことによる疵痕がところどころ残つたため、その清掃及び修復工事を必要とした。この清掃修復工事は、塗装会社が請負い、アクリル樹脂ペイント等の塗料を使用し、三二七・五平方メートルの塗装工事となり、その代金は一〇万三〇三〇円で、国鉄は右金額を塗装会社に支払つた。

原告国鉄は、右請負代金、合計一四万二〇三〇円を被告に請求し、判決は、右損害額全額の請求を認め、原告国鉄の勝訴となつた。

〔判旨〕

判旨は、本件のビラ貼付行為を二点に要約しながら考察し、以下のように判断する。

すなわち、「本件ビラ貼り行為は、被告動労東京地方本部が昭和四四年五月一〇日に第四〇回臨時地方本部委員会を開いて決定し、その後被告動労甲府支部に指示して実施されたものであるところ、被告動労以外の被告ら二〇名の者が共同して本件ビラ貼り行為を遂行したことはすでに認定したとおりであり、同被告ら二〇名の者がいずれも被告動労の組合員であり、かつ、同被告が原告の職員らで組織された労働組合で法人格を有することは当事者間に争いがないから、特段の事情のないかぎり、本件ビラ貼り行為は、被告動労がその組合活動として実施したものすなわち法人たる同被告の行為というべきである」とする。

つづいて、「労働組合のいわゆるビラ貼り活動は、争議戦術たる大衆行動の一として駆使され、被告動労においても昭和四〇年代にはいつて日常的組合活動として定着して以来その取扱いについては中央本部から各地方本部段階に任せて実施するように推移したこと、東京地方本部はさきの委員会決定及び指示に際し、各支部は同委員

会終了後直ちにビラ貼りの大衆行動を展開し、官憲の弾圧体制等に動揺して後退することなく、ビラ貼り活動を強化し、その実施にあたつてのきめの細かい指導を行うべきことを強調したこと、中央本部は指令をもつていわゆる五・三〇ストの闘争拠点として甲府を指定し、ストに伴う当然のビラ貼りを予定して本件ビラ貼に供されるに至つた印刷ビラ（前認定によれば一〇〇〇枚）を甲府支部に送付して本件ビラ貼りに備えさせたこと、中央執行委員Sは、いわゆる現地派遣中央闘争委員として甲府支部に出向き、……職制の制止を無視してその余の被告ら及びその他の組合員を指導しながら本件ビラ貼り行動に従事している現場に臨んで、……同被告らのビラ貼り行動を見守つていたこと、東京地方本部からも執行委員が現地派遣闘争委員として右現場に来会したこと、本件ビラ貼りの手段、態様及び結果は十分中央本部の意向ないし期待に応えるものと評価されたこと」などの諸事実から、判旨は、「本件ビラ貼り行為は……被告動労がその組織的一体性をもつて強行した組合行動にほかならない」と評価している。

つづいて本件ビラの貼付が正当な組合活動であるかどうかについては、次ぎのように述べる。

すなわち、「労働組合は、いわゆる企業別労働組合の場合においても、使用者の施設を利用してビラ貼り活動をするには、当該施設にビラを貼る権原があることを要するところ、あえて被告動労が甲府総合事務所に、……場所柄を弁えずあらぬビラ貼りを強行して別表記載の壁、扉及び窓等を正体なからしめたことは、そのビラ貼りについて右のような権原があることの主張及び立証がない以上、動機たる目的がなんであろうと、その手段及び予想される結果において原告の甲府総合事務所に対する所有権ないし施設管理権を直接に侵害して、いたずらに原告に対し嫌がらせを仕掛けることを志向したものというのほかはない。……また貼られた箇所は、別表記載のとおりであるが、壁三九面、扉一九枚、ガラス窓二枚のほか、窓口、窓及び天井各一箇所及び、そのうち壁のほとんど全部及び扉の大半がいずれもビラで覆い尽くすほどにびつしり貼られて正体もなく、甲府機関区等の原告機関の業務執行の場たる事務所として見るも無慙というほかない様変りを呈してしまつたことを認めることができる」としている。

つづいて、「本件ビラ貼り行為は、労働組合のいわゆる組合活動の名において、原告がこれを受忍しなければならない理由はさらにないというべきである。……このような争議戦術の横行は、かえつて国民の顰蹙を買い、国鉄を私物化するものではないかと問い糺されることを懼れなければならない。本件ビラ貼り行為をもつて被告動労の正当な組合活動であるとする被告らの主張は到底採用することができない」としている。

〔評釈〕　判旨結論に賛成であるが、論旨はなお研究を必要とする。

一　ビラの貼付と判決の動向

従来ビラの貼付は、刑事事件として建造物損壊の罪になるかどうか、あるいはまた器物毀棄の罪になるかどうか、はたまた軽犯罪法

から美観を損うものであるかどうかなどが争われてきたのである。それは明らかに刑事犯罪の成立いかんが論争の中心であり、労働刑法からのアプローチであつた。そして「刑法二六〇条の建造物損壊罪ないし同二六一条の器物損壊を内容する、『暴力行為等処罰に関する法律』一条一項の罪を構成するものでないとした原判旨は、相当として是認することができる」[1]としながら、その後では、右犯罪の成立を認める判決が出ている[2]。あるいはその後の事件においても、四つ切大の新聞紙等に要求事項を記載したビラを、会社の二階事務室にいたる階段の壁、その他に五〇枚、窓ガラス、衝立等に約三〇枚糊付けし、さらに会社側が、その大部分または一部分を剝がしたあとに、三回にわたり多数のビラを貼付した事件が有罪となつており[3]、つづいて新聞紙一頁大のビラ六一枚を会社(タクシー営業)の事務室および窓ガラスに乱雑に貼付したことが有罪となつている事件がある[4]。あるいはまた争議支援活動としてのビラ貼付行為に対して、建造物侵入罪および建造物損壊罪の成立が、否定されている事例がある[5]。そして古新聞で作つたビラ一〇四枚をノリで貼付し、そのほかわら半紙大の反古紙のビラ七〇枚を貼付したことが有罪とされ、建造物損壊罪が成立するとされた事例もある[6]。

以上の各判決は、最高裁判決として、その主要なものを列記したのであるが、そのなかの主な論点は、建造物損壊にしろ、器物毀棄にしろ、効用減損があれば、それによつて直ちに犯罪の成立を認めるという立場がとられていることである。しかしそうしたなかにおいて、下級審の判決は、かならずしもそうした効用減損説を単純に容認するものとはかぎらず、そうした判決は、建造物を本来の用法に従い使用することが殆んどできないような状態にするとき、犯罪が成立し、正当性の判断は、諸般の事情を考慮し、社会的相当性の観点から判断すべきであるとするものもある[7]。

またビラの貼付が、軽犯罪法一条二三号の違反ともなることから、本条が憲法二一条に違反するかどうかが争われ、結局違反しないという判決[8]や、庁舎内でのビラ貼付を禁止する就業規則条項が憲法二一条および二八条に違反しないという判決もある[9]。このようにビラの貼付をめぐる事件は、各種各様の法理論を展開しているのであるが、わが国の労働運動においてビラの貼付が占める重要さは見逃すことはできない。かつビラの貼付は、単に情宣活動の域を越え、使用者に圧力をかける――いわばいやがらせ行為として――一つの闘争手段と化していることも事実である。

ところで労働組合によるビラの貼付を内容的に分析してみると、(1) 純粋な労働組合の情報宣伝活動として行われるもの、(2) 政治的・宗教的主義主張のかたちで行うもの、そしてこのような内容のビラは、前記(1)の場合と混合しながら行われるものと、純粋にその目的のみで行われるもの、(3) 論戦の手段としてビラの貼付が行われるも、(4) 使用者を傷つけ、圧力をかけるかたちで行われるものなど多種多様なものがある[10]。以上のビラの貼付目的は主としてその表現されている内容によつて判定されうるが、時として貼付方法およびビラの形状などによつても、いずれの目的を持つビラの貼付であるかが判断されることもある。現在に至るまでわが国で用いられ

ていたビラの貼付方法は、その多くが第四のかたちをとるものが多く、したがつてビラの貼付行為は、刑事事件のかたちで問題となることが多かつたのである。しかしビラの貼付行為は、たとい第四のかたちをとるとしても、単に刑事事件のかたちでのみ処理されるべきであるとはかぎらず、民事責任の分野からもこれが考察がなされうるし、同時に、他面において社会法上の責任としても考察されることのありうる性質のものである。この事件は、民事責任のなかで多数ビラの貼付行為が問題として取り上げられている事件であり、その意味からすれば、かつてなかつた事例ともいえるのである。

二　本件ビラ貼付行為の性格

本件ビラの貼付行為は、前記(4)のかたちをとるものであり、使用者は、組合のそうした圧力に対し、単に貼付されたビラをはがす以外にその対抗手段を持たないことも事実といえ、そしてビラが何百枚も何千枚も貼付されるとき、そのビラの貼付は、すでに情宣活動の領域を越えるものであり、そのことだけで労働組合の圧力により使用者が屈服することがないわけではない。

そこで当然に出てくる問題は、このような多数ビラの貼付が、正当な組合活動といえるかどうか、それは労働運動史のなかに位置づけられる公正な組合活動であるかどうかということであろう。しかしこのようなビラの貼付は、労働争議において追つめられた労働組合、とりわけ容易に追いつめられる組織と体質とを持つているわが国の労働組合にとつて残された数少ない闘争手段であるともいえよう。労働組合運動は、団体交渉、争議行為と一定の枠組のなかで自己の立場の対等性とその主張を貫徹するものであるとする公式では、そこにあまりにも行きづまりを多く経験しなければならないのがわが国の労働組合の現実でもある。そうしたことから、その行きづまりを打開する方法の一つが、ビラの多数貼付行為であるとするならば、右行為もそれなりの意義を持つものといえる。

しかし多数のビラを貼付する行為が、使用者側に剝がし、時としそのあとに傷を残す以外に防禦手段をもたないということは、対等であるべき労使関係に一つの不公正な影を残すことになるのも事実であろう。ところで集団的労働関係における対等性と行為の公正さとは、労使関係における基本的理念であるから、多数ビラを貼付された使用者が、その対抗的措置としてそれを剝ぎ取る行為は、不公正なものということはできず、ましてやそのような剝ぎ取り行為が団結権あるいは争議権の侵害ということにはなるまい。なおそこで生じてくる問題は、ビラの貼付が労働慣行化しているような場合であるが、多数ビラの貼付は、少数のビラの貼付（数のみならず内容的にもそうであるし、貼り方にも基準はあるが）と比較して法的価値評価が異なつてきていることに注意すべきで、前述したようにビラの貼付行為が単なる情報宣伝活動なのか、それともその領域を越えて貼付行為そのものが使用者への圧力行為へと転化するのとでは、その行為の法的性質が異なつている点を見逃すべきではない。そうした意味からすれば、多数ビラの貼付は、労働慣行化する契機を具備しているかどうかが問われなければならず、労働慣行化には消極的考え方をとらざるを得ないのである。というわけは、前記(1)のかたちの

ビラの貼付は、それが労働組合の招集、集会報告、労働関係問題の分析と理解に関する通知や指導であるかぎり、枚数、貼付場所、貼付方法などに右目的を逸脱する程に行き過ぎたものがないのが普通であるから、組合掲示板以外でその内容をできるだけ多くの組合員に知らしめ連帯意識を強化し、要求事項を印象づける意味から建物の壁や衝立に貼付されるとしても、その程度のものを労働慣行化から外すことは不可能である。このような場合、その慣行化したビラの貼付を正当な組合活動と断定することは妥当であろう。しかし本件のような多数ビラの貼付は、集団的労使関係における基本理念に逸脱しているので労働慣行化もないし、正当な組合活動でない。

三　組合活動と不法行為責任

本件におけるもう一つの問題は、組合活動に対する不法行為責任の追求が可能であるかどうか、可能であるとしてもそれは何を意味するかという問題である。労働組合といえども、民法上からする不法行為責任を問われることにおいて異論はないが、労働組合が労働争議の状態に入つたとき、その行動の基本的ないくつかの現実行為が、民事責任の対象となりうる可能性を持つていること、いいかえれば純粋な民法上における考えによれば不法行為の構成要件に該当する事実が、そこで行われ、それなくしては労働組合の団体行動は構成され得ないということもありうることは事実である。そこで正当な争議行為は、不法行為の成立から外すべきであるが、もちろんこの問題については、すでに労組法八条が解決しているとはいいながら、なお細部にわたる解釈については、多くの未解決な問題を残しているといえるのである。そしてまた基本的問題としては、組合活動に対する損害賠償の責任を考えるに当つて、それをいかに適用するかということも重要な問題であることにかわるところがない。そもそも組合活動は、流動性を持ち、その流動性のなかにおいて損害賠償を請求されるというのは、労働組合にとつて決定的影響を受けることが多いのである。たとえば、旭化成延岡工場事件、電気化学青海工場事件、ラサ工業事件、みすず豆腐事件などいくつかの事例[11]が上げられるが、それらのいずれの事件においても、労働組合のうける影響は、大きかつた。しかし、指導者は、労働組合がビラの貼付行為をする以上は、とりわけ多数ビラの貼付を行う場合は、それだけ大きな影響のあることを考えていなければならないであろう。

労組法八条が、正当な組合活動と規定するのは、まさに労働運動の面からみた正当性であつて、すでに述べたように本件のように多数のビラを貼付することは、労働法上からの評価からして公正を欠くのであるから、正当な組合活動の評価を受けることができないのもやむをえないところであろう。しかしそのような貼付行為については、すでにみたように労働組合に対して決定的影響を与えることもあるのであるから、具体的諸事実を十分に考えた上で、それらの諸事実が、労働組合運動の歴史のなかで公正なものと判断されるかどうかを見きわめなければならないのである。このようにして引き出される判断は、いうまでもなく対使用者との関係において、その対等性が十分に配慮されているものでなければならず、従属関係の止揚をあまりにも意識するがためにその公正さ性が漠然としているも

のであつてはならない。しかもこの判決は、それとは反対に施設管理権の絶対性をきわめて単純に認め(12)前述(1)のビラ貼付も違法であるという誤謬を犯している。また判旨は、団結権や争議権と施設管理権との調和をビラ貼付行為の類型のなかに求めずいわば情緒的労働基本権の見方を基礎として論理構成している点に反対である。

(1) 小郡駅事件、最高裁第三小法廷、昭和三九・一一・二四判決。この事件においては、六四枚のビラを板壁や腰板、ガラス窓などに貼付した事件で、内容や貼り方などに特別問題はなかつた。

(2) 東海電気通信局事件、最高裁第三小法廷、昭和四一・六・一〇判決。この事件は、要求事項を記載したビラを、庁舎の壁、シャッターなどに三回にわたり約三〇〇〇枚貼付した事件である。

(3) 金沢タクシー事件、最高裁第一小法廷、昭和四三・一・一八判決。

(4) 平和タクシー事件、最高裁第三小法廷、昭和四六・三・二三判決。

(5) 東邦製鋼ビラ貼り事件、最高裁第三小法廷、昭和四七・三・二八判決。

(6) 全硝労石塚硝子事件、最高裁第二小法廷、昭和四九・三・八判決。

(7) 東邦製鋼事件、名古屋高裁、昭和四六・五・六判決。

(8) 工業調査会ビラ貼り事件、最高裁第三小法廷、昭和四七・六・六判決。

(9) 東京郵政局就業規則事件、東京地裁、昭和四六・三・一八判決。

(10) G. Spyropoulos, La Liberté Syndicale, 1956, p. 342.

(11) 旭化成延岡工場事件、宮崎地延岡支部、昭和二三・一一・三〇決定。電気化学青海工場事件、新潟地裁、昭和二四・九・三〇判決。ラサ工業事件、盛岡地裁、昭和三二・三・五判決。みすず豆腐事件、長野地裁、昭和四二・三・二八判決。

(12) 竹下英男「ビラ貼りの法的評価と損害賠償」ジュリスト五九五号、四三頁以下参照。横井芳弘「ビラ貼りと損害賠償請求」労働判例二三三号一四頁以下参照。

阿久沢　亀夫

〔最高裁民訴事例研究　一三〇〕

昭和四九5（最高民集二八巻五号七四三頁）

動産の割賦払約款付売買契約において代金完済に至るまで所有権を留保した売主又は右売主から目的物を買い受けた者と第三者異議の訴

第三者異議事件（昭和四九・七・一八第一小法廷判決）

訴外Aは昭和四二・一一・二二にその所有にかかる本件土運船を含む二隻の土運船を代金二七三〇万円で訴外Bに売り渡した。代金支払の方法として、契約と同時に二〇〇万円支払い残代金は四四・九・二五までに二五回に分割して支払い、右代金完済に至るまで土運船の所有権はAに留保し、代金完済のときBに移転することとし、その間Aは右土運船をBに無償で利用させる旨の契約が締結された。しかしBは三一八万五〇〇